

所沢商工会議所 トコちゃん共済「見舞金・祝金」内規

(目的)

第1条 本制度は「所沢商工会議所」以下「当所」が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する定期保険(団体型)(以下、「トコちゃん共済」という。)の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本内規は当所が運営する「トコちゃん共済」のうち、当所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について制定するものであり、その対象者は、「トコちゃん共済」に加入する当所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員(以下、「対象者」という)とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「トコちゃん共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部をもってあてる。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は「トコちゃん共済」の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は「トコちゃん共済」の責任開始日と同一とする。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容はパンフレットに記載のとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は脱退書類に記載される月の末日をもって「トコちゃん共済」から脱退するものとする。「トコちゃん共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1) 会員事業所が当所の会員でなくなったとき。

(2) 会員事業所が「トコちゃん共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき

(3) 会員事業所が「トコちゃん共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。

(4) 対象者が死亡、高度障害、または会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当所所定の書類を提出し請求手続きを行うものとする。ただし、契約が有効契約に限り請求できるものとする。

(時効)

第7条 本内規の請求権の時効は3年以内に請求がない場合は支払わない。

(附則I)

この内規は平成14年1月1日から施行する。

(附則II)

この内規は平成22年4月1日から施行する。

(附則III)

この内規は平成24年4月1日から施行する。

(附則IV)

この内規は平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この内規は令和5年4月1日から施行する。

【見舞金・祝金給付内容】

〈給付する場合〉

見舞金・祝金は支給する事由発生から3年以内の請求に限り給付するものとする。なお、当所において給付内容を変更した場合、変更後に発生した事由については、変更後の給付内容で支給するものとし、変更日以前に発生した事由についての請求は、変更前での給付内容で支給するものとする。

祝金の支払は、加入および増口の効力発生日から事由発生時までの期間が、継続1年以上経過していることを条件とする。ただし、減口に関しては事由発生時の加入口数で支給するものとする。

○病気入院見舞金・・・対象者が病気により7日間以上継続入院した場合、パンフレットに記載のとおり、口数に応じて見舞金を支給する。

なお、同一の病気(悪性腫瘍)による入院を繰り返した場合には保険年度に関わらず1回限りの支払とする。

○事故通院見舞金・・・対象者がケガにより5日以上実通院した場合、パンフレットに記載のとおり、口数に応じて見舞金を支給する。ただし、対象者1名につき、1保険年度2回までの給付を限度とする。なお、同一の事故による通院を繰り返した場合には保険年度に関わらず1回限りの支払とする。歯科は事故に伴う治療のみ支払対象とする。

○結婚祝金・・・対象者が結婚した場合、パンフレットに記載のとおり、口数に応じて祝金を支給する。

○出産祝金・・・対象者もしくは、その配偶者が出産した場合、パンフレットに記載のとおり、口数に応じて祝金を支給する。
(双子児以上の出産であっても1件とする。)

(給付できない場合)

当所において給付要件の確認ができない場合、または以下の場合には給付金の支給をしない。

○病気入院見舞金・・・原因のいかに問わず、他覚症状のないものまたは精神障害・人間ドッグ・検査入院等は支給対象外とする。

○事故通院見舞金・・・原因のいかに問わず、頸部症候群もしくは腰痛で他覚症状のないもの・事故に伴うものでない歯科通院等は支給の対象外とする。

〈見舞金・祝金請求書類〉

所定の「お祝金・お見舞金請求書」のほか以下の書類等が必要となる

○病気入院見舞金・・・入院先公的医療機関の診断書・領収書の写し等

○事故通院見舞金・・・通院先公的医療機関の診断書・領収書の写し等、労災の場合は受傷して公的医療機関に受診した事を証明できるものの写し

○結婚祝金・・・入籍を証明する公的書類等

○出産祝金・・・戸籍抄本・母子手帳出生届出済証明・健康保険証・出産に係る領収書等出生を確認できるものの写し

領収書は被共済者の氏名が記載されているものとする。なお、上記のほか、当所並びに関係機関が必要とする書類提示・提出の依頼および支給要件確認のため調査を行う場合がある。